

武井家屋敷林保全地区の面積等変更について

環境経済部環境課

1. 経緯

令和3年3月頃に、地権者から、住宅の開発に伴い、当該保全地区の一部を進入路として整備するとの申し出があり、指定区域の面積の変更が必要となった。

面積の変更に伴う手続きについては、整備する箇所の土地が分筆され、変更面積が確定した後で、令和3年10月14日に保全地区の指定区域面積等の変更について、地権者の同意を得たところである。

進入路として整備する部分は、保全地区の端で、主に竹林であったため、伐採による生態系への影響は少なく、整備により他の植物への竹林による浸食が抑えられると考えられる。

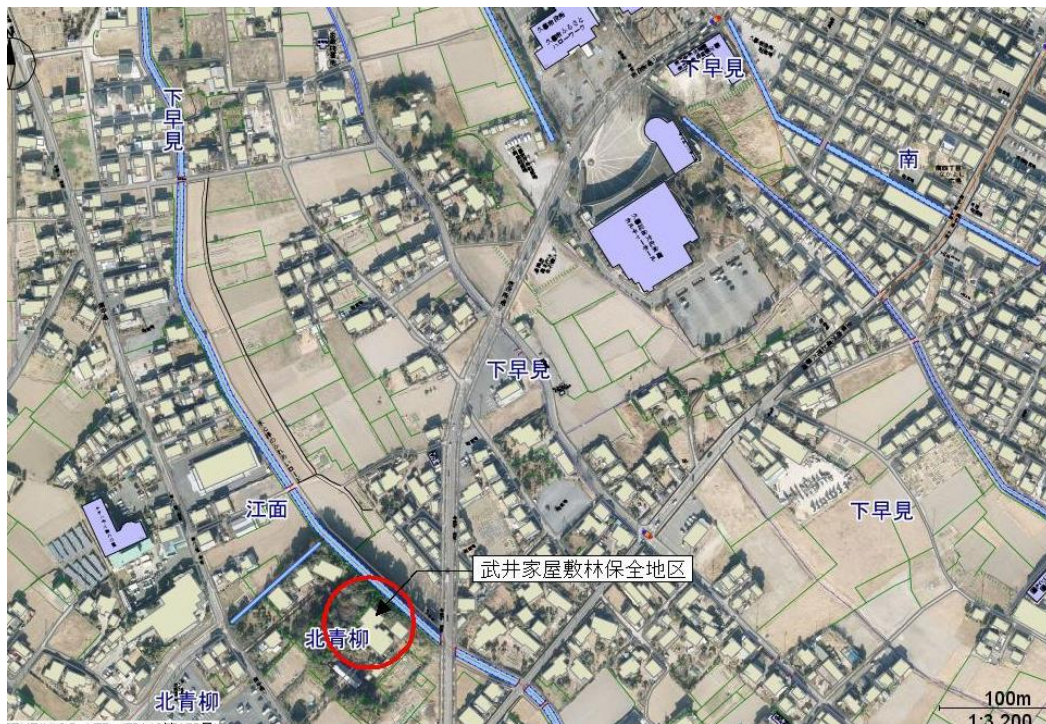
なお、住宅の開発は、令和3年8月に着手しており、整備部分の竹林は既に伐採している。

2. 指定区域面積等の変更

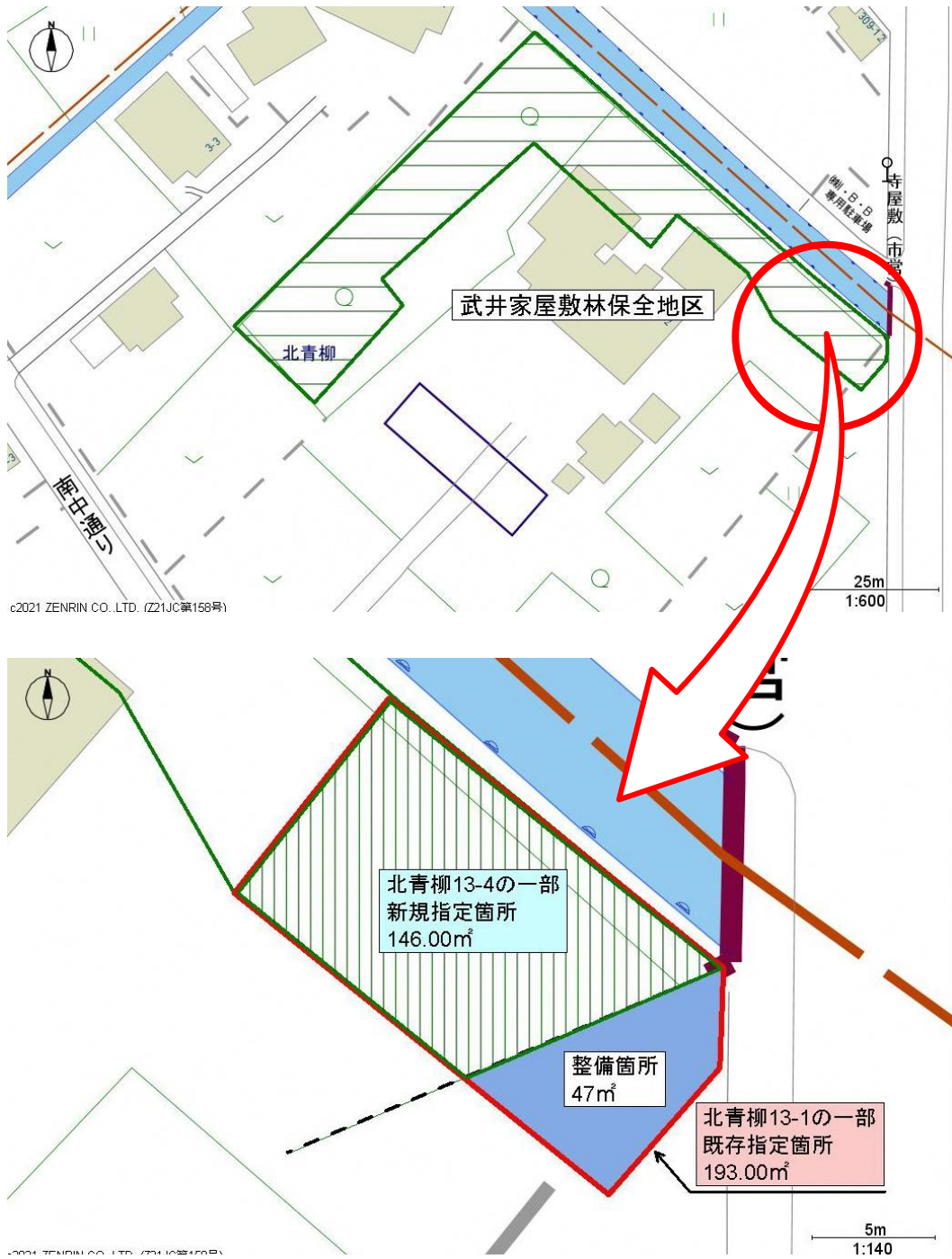
(1) 保全地区の名称等

- ①名 称 武井家屋敷林保全地区
- ②場 所 久喜市北青柳7-1、7-2、8-2、8-4、9-2の一部、
12-1の一部、13-1の一部
- ③指定年月日 平成23年8月29日
- ④指 定 面 積 2,330.9平方メートル

(2) 案内図



(3) 保全地区の面積等変更図



(4) 変更内容詳細

指定面積 (変更前) 2, 330.9平方メートル

(変更後) 2, 283.9平方メートル

※47平方メートル減少

武井家屋敷林保全地区 (変更前)

所在地	地目	地積 (㎡)	指定面積 (㎡)	備考
久喜市北青柳7-1	宅地	287.93	287.93	
久喜市北青柳7-2	宅地	192.72	192.72	
久喜市北青柳8-2	宅地	52.00	52.00	
久喜市北青柳8-4	宅地	290.90	290.90	
久喜市北青柳9-2の一部	宅地	138.84	66.00	
久喜市北青柳12-1の一部	宅地	2,935.53	1,248.35	
久喜市北青柳13-1の一部	宅地	365.50	193.00	
計			2,330.90	

武井家屋敷林保全地区 (変更後)

所在地	地目	地積 (㎡)	指定面積 (㎡)	備考
久喜市北青柳7-1	宅地	287.93	287.93	
久喜市北青柳7-2	宅地	192.72	192.72	
久喜市北青柳8-2	宅地	52.00	52.00	
久喜市北青柳8-4	宅地	290.90	290.90	
久喜市北青柳9-2	宅地	138.84	66.00	
久喜市北青柳12-1の一部	宅地	2,935.53	1,248.35	
久喜市北青柳13-4の一部	宅地	219.89	146.00	
計			2,283.90	

3. 事務手続きの流れ

- (1) 土地所有者の同意を得る
- (2) 環境審議会への意見聴取
- (3) 保全地区の区域変更に関する告示

4. 参考

○久喜市自然環境の保全に関する条例（一部抜粋）

（保全地区の指定の手続）

第6条 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地所有者及び占有者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による同意を得て保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、保全地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は保全地区の区域の拡張について、第1項、第2項及び前2項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更（拡張は除く。）について、それぞれ準用する。